```
            目 次
        規 則
    公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)1
告 示
    介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定(高齢福祉課)－ 2
```

長野県収入証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更（会計課） ..... 2
公 告

```3
```

結核予防法に基づく結核の予防のための施策の実施に関する計画策定（保健予防課） ..... ． 4
特定非営利活動法人の設立の認証申請（ 2 件）（生活文化課N P O 活動推進室） ..... － 4
土地改良事業の施行の同意（土地改良課） ..... － 5
開発行為に関する工事の完了（ 4 件）（建築管理課） ..... － 5
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定（事業課） ..... 6
一般競争入札（2 件）（農業技術課） ..... － 6
地方公務員等共済組合法に基づく平成16年度決算に係る損益計算書及び貸借対照表の要旨（市町村課） ..... 8

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正 する規則をここに公布します。

平成17年6月27日

> 長野県人事委員会委員長 矢ヶ崎 啓一郎

## 長野県人事委員会規則第13号

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改
正する規則
公益法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年長野県人事
委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
別表第1中「財団法人長野県テクノ財団」を「財団法人長野県テ
クノ財団 長野県農業信用基金協会」に改める。
附 則
この規則は，平成17年7月1日から施行する。

人事委員会事務局

